

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月14日
【四半期会計期間】	第6期 第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)
【会社名】	三井住友建設株式会社
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Construction Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 五十嵐 久也
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
【電話番号】	03(5332)7212
【事務連絡者氏名】	経理部長 橋 修一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
【電話番号】	03(5332)7212
【事務連絡者氏名】	経理部長 橋 修一
【縦覧に供する場所】	三井住友建設株式会社 東関東支店 (千葉県美浜区中瀬二丁目6番地) 三井住友建設株式会社 横浜支店 (横浜市中区尾上町四丁目58番地) 三井住友建設株式会社 中部支店 (名古屋市中区栄四丁目3番26号) 三井住友建設株式会社 大阪支店 (大阪府中央区北浜四丁目7番28号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第6期 当第2四半期 結累計期間	第6期 当第2四半期 連結 会計期間	第5期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(百万円)	176,798	99,393	499,989
経常利益又は経常損失()	(百万円)	3,911	293	1,476
四半期(当期)純損失()	(百万円)	4,839	1,342	2,646
純資産額	(百万円)		17,929	23,270
総資産額	(百万円)		277,460	337,893
1株当たり純資産額	(円)		60.33	41.87
1株当たり四半期(当期)純 損失()	(円)	17.84	4.95	13.19
潜在株式調整後 1株 当たり四半期(当期)純利益	(円)	(注)3	(注)3	(注)3
自己資本比率	(%)		5.7	6.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	16,100		15,482
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	327		810
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,076		12,838
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		16,697	26,508
従業員数	(人)		4,650	4,621

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれていません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	4,650〔721〕
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	3,308〔406〕
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) (百万円)
建設部門	120,186
その他の部門	
合計	120,186

(2) 売上実績

区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) (百万円)
建設部門	99,197
その他の部門	196
合計	99,393

- (注) 1 当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していません。
2 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はありません。

なお、参考のため提出会社の事業の状況は次のとおりです。

受注工事高及び完成工事高の状況

受注工事高、完成工事高、繰越工事高

期別	区分	期首繰越 工事高 (百万円)	期中受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	期中完成 工事高 (百万円)	期末繰越 工事高 (百万円)
当第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	土木工事	121,233	45,451	166,685	43,776	122,908
	建築工事	252,110	100,974	353,085	104,299	248,785
	計	373,343	146,426	519,770	148,075	371,694
前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	土木工事	137,752	90,776	228,529	107,296	121,233
	建築工事	296,763	271,332	568,096	315,985	252,110
	計	434,516	362,109	796,625	423,282	373,343

- (注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合、期中受注工事高にその増減額を含みます。したがって期中完成工事高にもかかる増減額が含まれます。
2 期末繰越工事高は(期首繰越工事高 + 期中受注工事高 - 期中完成工事高)です。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

建設業の収益面につきましては、通常の営業形態として、工事の完成引渡しは下半期、特に第4四半期に偏るといった季節的変動要因があるため、第4四半期（通期）の業績予想に対し、第1、第2及び第3四半期については進捗率が低くなる傾向があります。

このような状況の下で、当第2四半期連結会計期間の業績につきましては、売上高994億円、経常損失3億円、四半期純損失13億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローにつきましては、主に仕入債務の増加等により営業活動によるキャッシュ・フローは240億円の資金の減少となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の増加等により3億円の資金の減少となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、主に短期借入金による資金調達を行った結果、234億円の資金の増加となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の残高は第1四半期連結会計期間末に比べ9億円減少し、167億円となりました。

(3) 研究開発活動

当社グループでは、技術の信頼、受注の拡大、利益の向上を目指して、顧客ニーズに応える技術開発をタイムリーに推進することを基本方針とし、技術開発に積極的に取り組んでいます。

なお、当第2四半期連結会計期間における研究開発費は321百万円です。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営成績の現状と見直し

当第2四半期連結会計期間における国内建設市場は、米サブプライム問題の深刻化等の金融危機を背景とした不動産関係企業の倒産及びそれに起因した建設会社への悪影響、住宅投資における供給・取得環境の悪化、企業収益の悪化による設備投資の低迷など、一段と厳しい環境へ移行しました。

このような背景から、市場の縮減傾向は更に強まることが予想され、受注高及び売上高の減少、昨年来の鋼材をはじめとする原材料価格の高騰の影響による工事採算の低下が懸念される、厳しい状況ではありますが、当社グループは本年5月に策定した中期経営計画に基づき、企業競争力の強化と経営の効率化に鋭意取り組んでいます。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

建設業界を取り巻く環境は、ここ数年で劇的な変化を遂げ、かつてない競争の時代を迎えています。国内市場は総じて縮減傾向にあるため受注獲得のためのコスト競争が続き、エンドユーザーの品質の関心の高まりと相まって、市場における競争力の企業間格差は鮮明になると予想されます。

これらの状況を踏まえて、当社グループでは“高品質商品の提供”を経営の中核に据え、10年後には「質的なトップゼネコン」になるという長期経営目標を掲げ、技術に裏づけられた「信頼の三井住友建設ブランド」の早期確立を目指してまいります。そのためのファーストフェーズとして本年5月に中期経営計画を策定し、「構造改革の3ヵ年」と位置付け、市場環境に左右されない強固な収益基盤の構築に取り組んでまいります。いたずらに量を追うことなく良質な工事の獲得に注力しており、適正規模のもと個別工事案件の取り組み方針を見極め、全社一丸となって利益の確保に努めてまいります。

「第2事業の状況」における各事項の記載については、消費税及び地方消費税抜きの金額で表示しています。また、本文中の億円単位の表示は単位未満四捨五入とし、それ以外の金額の表示は表示単位未満切捨てにより表示しています。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

特記事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,669,464,970
第一回優先株式	2,000,000
第二回A種優先株式	4,500,000
第三回A種優先株式	394,644
第三回B種優先株式	8,000,000
第三回C種優先株式	6,000,000
第三回D種優先株式	6,000,000
計	2,696,359,614

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	271,731,180	275,097,086	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1、6
第一回優先株式	700,000	700,000		(注)2、6
第二回A種優先株式	4,500,000	4,500,000		(注)3
第三回C種優先株式	5,868,700	5,868,700		(注)4、6
第三回D種優先株式	6,000,000	6,000,000		(注)5、6
計	288,799,880	292,165,786		

(注)1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。

2 第一回優先株式の概要は以下のとおりです。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき500円

(2) 優先配当金

イ. 第一回優先配当金の計算

1株につき第一回優先株式の払込金相当額(500円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とします。計算の結果、第一回優先配当金が1株につき20円を超える場合は、20円とします。但し、当該事業年度において、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とします。

平成15年10月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度及び平成34年4月1日に始まる事業年度について、下記算式により計算される年率とします。

平成24年3月31日以前 第一回配当年率 = 日本円 TIBOR(6ヶ月物) + 0.5%

平成24年4月1日以降 第一回配当年率 = 日本円 TIBOR(6ヶ月物) + 1.0%

なお、「年率修正日」は、平成16年4月1日及び、以降平成34年4月1日までの毎年4月1日とします。

ロ. 非参加型

第一回優先株主に対しては、第一回優先配当金または優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行いません。

ハ. 非累積型

ある事業年度において第一回優先株主に対して支払われる第一回優先配当金の額が上記イ.の計算の結果算出される金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

(3) 普通株式を対価とする取得請求期間

平成19年10月1日から平成34年8月25日までとします。

(4) 普通株式を対価とする当初取得価額

合併、株式併合及び時価を下回る価格での新株発行による調整後の当初取得価額は、普通株式1株当たり174円10銭とします。

(5) 普通株式を対価とする取得価額の修正

取得価額は、平成20年10月1日以降平成33年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ取得価額修正日という。）における時価に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌年の取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正されるものとします。但し、当該時価が当初取得価額の80%の額（以下下限取得価額という。）を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とします。また、当該時価が、当初取得価額の200%の額（以下上限取得価額という。）を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とします。

上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。

なお、平成20年10月1日をもって、取得価額は140円に修正されました。

(6) 普通株式を対価とする取得価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には取得価額を調整します。

(7) 第一回優先株式の強制取得条項

平成34年8月25日までに取得請求のなかった第一回優先株式は、平成34年8月26日の後の取締役会で定める遅くとも平成34年9月30日までの日をもって、第一回優先株式1株の払込金相当額を平成34年8月26日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。この場合当該平均値が下限取得価額を下回るときは、第一回優先株式1株の払込金相当額を下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。また、当該平均値が、上限取得価額を上回るときは、第一回優先株式1株の払込金相当額を上限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。

(8) 議決権

第一回優先株式には、当社株主総会における議決権がありません。

3 第二回A種優先株式の概要は以下のとおりです。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき500円

(2) 優先配当金

イ. 第二回A種優先配当金の計算

1株につき第二回A種優先株式の払込金相当額（500円）に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とします。計算の結果、第二回A種優先配当金が1株につき50円を超える場合は、50円とします。但し、当該事業年度において、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とします。

平成15年10月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度及び平成31年4月1日に始まる事業年度について、下記算式により計算される年率とします。

第二回A種配当年率 = 日本円 TIBOR（6ヶ月物） + 1.0%

なお、「年率修正日」は、平成16年4月1日及び、以降平成31年4月1日までの毎年4月1日とします。

ロ. 非参加型

第二回A種優先株主に対しては、第二回A種優先配当金または優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行いません。

ハ. 非累積型

ある事業年度において第二回A種優先株主に対して支払われる第二回A種優先配当金の額が上記イ.の計算の結果算出される金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

(3) 普通株式を対価とする取得請求期間

平成21年4月1日から平成31年8月26日までとします。

(4) 普通株式を対価とする当初取得価額

株式併合及び時価を下回る価格での新株発行による調整後の当初取得価額は、普通株式1株当たり255円70銭とします。

(5) 普通株式を対価とする取得価額の修正

取得価額は、平成22年4月1日以降平成31年4月1日までの毎年4月1日（以下それぞれ第二回A種取得価額修正日という。）における時価に修正されるものとし、取得価額は当該第二回A種取得価額修正日以降翌年の第二回A種取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正されるものとします。但し、当該時価が当初取得価額の60%の額（以下第二回A種下限取得価額という。）を下回るときは、修正後取得価額は第二回A種下限取得価額とします。また、当該時価が、当初取得価額の150%の額（以下第二

回A種上限取得価額という。)を上回るときは、修正後取得価額は第二回A種上限取得価額とします。

上記「時価」とは、当該第二回A種取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。

(6) 普通株式を対価とする取得価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には取得価額を調整します。

(7) 第二回A種優先株式の強制取得条項

平成31年8月26日までに取得請求のなかった第二回A種優先株式は、平成31年8月27日の後の取締役会で定める遅くとも平成31年9月30日までの日をもって、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を平成31年8月27日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。この場合、当該平均値が第二回A種下限取得価額を下回るときは、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を第二回A種下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。また、当該平均値が、第二回A種上限取得価額を上回るときは、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を第二回A種上限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。

(8) 議決権

第二回A種優先株式には、当社株主総会における議決権がありません。

4 第三回C種優先株式の概要は以下のとおりです。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき2,500円

(2) 優先配当金

イ. 第三回C種優先配当金の計算

1株につき第三回C種優先株式の発行価額(2,500円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とします。計算の結果、第三回C種優先配当金が1株につき250円を超える場合は、250円とします。但し、当該事業年度において、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とします。

平成17年4月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度及び平成29年4月1日に始まる事業年度について、下記算式により計算される年率とします。

第三回C種配当年率 = 日本円 TIBOR(6ヶ月物) + 2.0%

なお、「年率修正日」は、平成18年4月1日及び、以降平成29年4月1日までの毎年4月1日とします。

ロ. 非参加型

第三回C種優先株主に対しては、第三回C種優先配当金または優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行いません。

ハ. 非累積型

ある事業年度において第三回C種優先株主に対して支払われる第三回C種優先配当金の額が上記イ.の計算の結果算出される金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

(3) 普通株式を対価とする取得請求期間

平成19年10月1日から平成29年9月30日までとします。

(4) 普通株式を対価とする当初取得価額

当初取得価額は、普通株式1株当たり110円とします。

(5) 普通株式を対価とする取得価額の修正

取得価額は、平成20年10月1日以降、平成28年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ第三回C種取得価額修正日という。)における時価に修正されるものとし、当該取得価額は、当該第三回C種取得価額修正日以降、翌年の第三回C種取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)まで適用されるものとします。但し、当該時価が55円(以下第三回C種下限取得価額という。)を下回るときは、修正後取得価額は第三回C種下限取得価額とします。また、当該時価が165円(以下第三回C種上限取得価額という。)を上回るときは、修正後取得価額は第三回C種上限取得価額とします。

上記「時価」とは、当該第三回C種取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。

なお、平成20年10月1日をもって、取得価額は86円60銭に修正されました。

(6) 普通株式を対価とする取得価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には取得価額を調整します。

(7) 第三回C種優先株式の強制取得条項

平成29年9月30日までに取得請求のなかった第三回C種優先株式は、平成29年10月1日の後の取締役会で定める遅くとも平成29年11月30日までの日をもって、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を平成29年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。この場合当該平均値が第三回C種下限取得価額を下回るときは、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を第三回C種下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。また、当該平均値が、第三回C種上限取得価額を上回るときは、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を第三回C種上限取得価額で除して得られる数の普通

株式の交付と引換えに当社が取得します。

(8) 議決権

第三回C種優先株主は、当社株主総会において議決権を有しています。

5 第三回D種優先株式の概要は以下のとおりです。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき2,500円

(2) 優先配当金

イ. 第三回D種優先配当金の計算

1株につき第三回D種優先株式の発行価額(2,500円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とします。計算の結果、第三回D種優先配当金が1株につき250円を超える場合は、250円とします。但し、当該事業年度において、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とします。

平成17年4月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度及び平成30年4月1日に始まる事業年度について、下記算式により計算される年率とします。

第三回D種配当年率 = 日本円 TIBOR(6ヶ月物) + 2.0%

なお、「年率修正日」は、平成18年4月1日及び、以降平成30年4月1日までの毎年4月1日とします。

ロ. 非参加型

第三回D種優先株主に対しては、第三回D種優先配当金または優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行いません。

ハ. 非累積型

ある事業年度において第三回D種優先株主に対して支払われる第三回D種優先配当金の額が上記イ.の計算の結果算出される金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

(3) 普通株式を対価とする取得請求期間

平成20年10月1日から平成30年9月30日までとします。

(4) 普通株式を対価とする当初取得価額

当初取得価額は、普通株式1株当たり110円とします。

(5) 普通株式を対価とする取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降、平成29年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ第三回D種取得価額修正日という。)における時価に修正されるものとし、当該取得価額は、当該第三回D種取得価額修正日以降、翌年の第三回D種取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)まで適用されるものとします。但し、当該時価が55円(以下第三回D種下限取得価額という。)を下回るときは、修正後取得価額は第三回D種下限取得価額とします。また、当該時価が165円(以下第三回D種上限取得価額という。)を上回るときは、修正後取得価額は第三回D種上限取得価額とします。

上記「時価」とは、当該第三回D種取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。

(6) 普通株式を対価とする取得価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には取得価額を調整します。

(7) 第三回D種優先株式の強制取得条項

平成30年9月30日までに取得請求のなかった第三回D種優先株式は、平成30年10月1日の後の取締役会で定める遅くとも平成30年11月30日までの日をもって、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を平成30年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。この場合当該平均値が第三回D種下限取得価額を下回るときは、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を第三回D種下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。また、当該平均値が、第三回D種上限取得価額を上回るときは、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を第三回D種上限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。

(8) 議決権

第三回D種優先株主は、当社株主総会において議決権を有しています。

6 提出日現在の発行数には、平成20年11月1日以降の優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使による増減は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	170	288,799		16,859		

(注) 発行済株式総数の減少は、普通株式を対価とする取得請求権行使により取得し自己株式となった第一回優先株式170千株を消却したことによるものです。

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
大和証券エスエムビーシープリンシ パル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	148,092	54.50
那須 功	埼玉県川口市	8,100	2.98
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町2-1-1	7,165	2.64
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2-27-2	4,494	1.65
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	2,990	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4G)(注)	東京都中央区晴海1-8-11	2,898	1.07
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)(注)	東京都中央区晴海1-8-11	2,744	1.01
メロンバンクエービーエヌアム ログローバルカस्टディエヌブ イ (常任代理人 香港上海銀行東京支 店 カस्टディ業務部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋3-11-1)	2,142	0.79
三井住友建設従業員持株会	東京都新宿区西新宿7-5-25	1,933	0.71
ユービーエスエイジーロンドン アジアエクイティーズ (常任代理人 UBS証券会社)	1 FINSBURY AVENUE, LONDON EC2M 2PP (東京都千代田区大手町1-5-1)	1,846	0.68
計		182,409	67.13

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数は、信託業務に係るものです。

第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2-4-1	700	100.00
計		700	100.00

第二回A種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4-20-3	3,000	66.67
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝3-33-1	1,500	33.33
計		4,500	100.00

第三回C種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
大和証券エスエムピーシープリンシ パル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	5,861	99.87
ドイチェバンク アーゲー ロンドン 610 (常任代理人 ドイツ証券株式会 社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町2-11-1)	7	0.13
計		5,868	100.00

第三回D種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
大和証券エスエムピーシープリンシ パル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	5,861	97.69
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町1-2-3	93	1.55
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4-20-3	30	0.51
ドイチェバンク アーゲー ロンドン 610 (常任代理人 ドイツ証券株式会 社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町2-11-1)	15	0.25
計		6,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 700,000		(1)株式の総数等 発行済株式参照
	第二回A種優先株式 4,500,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 394,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 269,949,600	2,699,247	同上
	第三回C種優先株式 5,868,700	58,687	(1)株式の総数等 発行済株式参照
	第三回D種優先株式 6,000,000	60,000	
単元未満株式	普通株式 1,387,580		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	288,799,880		
総株主の議決権		2,817,934	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式24,400株及び株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的には所有していない株式500株が含まれています。なお、議決権の数には当該株式24,900株に係る議決権249個を含めていません。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式96株、株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的には所有していない株式80株及び証券保管振替機構名義の株式90株が含まれています。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井住友建設株式会社	東京都新宿区西新宿7 - 5 - 25	394,000		394,000	0.14
計		394,000		394,000	0.14

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的には所有していない株式が580株あります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	102	121	118	102	102	79
最低(円)	91	96	100	92	77	62

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しています。

なお、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	18,425	28,602
受取手形・完成工事未収入金等	³ 145,919	³ 205,419
未成工事支出金等	¹ 43,172	¹ 27,182
その他	23,432	29,976
貸倒引当金	4,594	5,549
流動資産合計	226,354	285,631
固定資産		
有形固定資産	² 23,800	² 23,924
無形固定資産	1,866	1,864
投資その他の資産		
長期営業外未収入金	37,803	38,089
その他	38,690	40,604
貸倒引当金	51,054	52,220
投資その他の資産合計	25,439	26,472
固定資産合計	51,105	52,262
資産合計	277,460	337,893

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	150,881	211,110
短期借入金	32,633	26,166
未払法人税等	289	417
未成工事受入金	32,088	24,985
完成工事補償引当金	1,859	1,851
工事損失引当金	1,042	1,290
その他	15,605	23,416
流動負債合計	234,400	289,239
固定負債		
長期借入金	1,893	2,279
退職給付引当金	18,110	17,987
その他	5,127	5,116
固定負債合計	25,130	25,383
負債合計	259,531	314,622
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,859	16,859
資本剰余金	82	83
利益剰余金	860	3,979
自己株式	241	240
株主資本合計	15,839	20,680
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	423	585
土地再評価差額金	81	81
為替換算調整勘定	441	331
評価・換算差額等合計	62	335
少数株主持分	2,027	2,254
純資産合計	17,929	23,270
負債純資産合計	277,460	337,893

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	176,798
売上原価	169,999
売上総利益	6,798
販売費及び一般管理費	¹ 9,725
営業損失()	2,926
営業外収益	
受取利息	168
受取配当金	78
その他	136
営業外収益合計	383
営業外費用	
支払利息	651
その他	716
営業外費用合計	1,368
経常損失()	3,911
特別利益	
前期損益修正益	² 133
固定資産売却益	7
投資有価証券売却益	58
その他	3
特別利益合計	201
特別損失	
固定資産処分損	73
貸倒引当金繰入額	188
その他	69
特別損失合計	331
税金等調整前四半期純損失()	4,041
法人税等	⁴ 971
少数株主損失()	173
四半期純損失()	4,839

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	99,393
売上原価	94,496
売上総利益	4,897
販売費及び一般管理費	1 4,584
営業利益	312
営業外収益	
受取利息	100
受取配当金	24
その他	62
営業外収益合計	186
営業外費用	
支払利息	313
その他	479
営業外費用合計	793
経常損失()	293
特別利益	
前期損益修正益	2 33
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	47
その他	1
特別利益合計	82
特別損失	
固定資産処分損	54
貸倒引当金繰入額	29
その他	35
特別損失合計	118
税金等調整前四半期純損失()	329
法人税等	4 1,063
少数株主損失()	50
四半期純損失()	1,342

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	4,041
減価償却費	612
貸倒引当金の増減額(は減少)	105
退職給付引当金の増減額(は減少)	128
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	7
工事損失引当金の増減額(は減少)	248
固定資産処分損益(は益)	57
受取利息及び受取配当金	247
支払利息	651
為替差損益(は益)	17
持分法による投資損益(は益)	158
売上債権の増減額(は増加)	58,514
未成工事支出金等の増減額(は増加)	16,047
その他の資産の増減額(は増加)	5,605
仕入債務の増減額(は減少)	59,918
未成工事受入金の増減額(は減少)	7,278
その他の負債の増減額(は減少)	7,818
その他	97
小計	15,316
利息及び配当金の受取額	282
利息の支払額	704
法人税等の支払額	361
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,100
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増減額(は増加)	26
有形固定資産の取得による支出	338
有形固定資産の売却による収入	16
無形固定資産の取得による支出	120
投資不動産の売却による収入	250
投資有価証券の取得による支出	2
投資有価証券の売却による収入	25
貸付けによる支出	926
貸付金の回収による収入	1,142
その他	253
投資活動によるキャッシュ・フロー	327
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	6,878
長期借入金の返済による支出	798
自己株式の純増減額(は増加)	1
その他	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,076
現金及び現金同等物に係る換算差額	114
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	9,810
現金及び現金同等物の期首残高	26,508
現金及び現金同等物の四半期末残高	16,697

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p style="text-align: center;">当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しています。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業損失及び経常損失は15百万円、税金等調整前四半期純損失は45百万円それぞれ増加しています。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しています。 これによる影響はありません。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっています。 これによる損益に与える影響は、借主側、貸主側ともありません。 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 (貸主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しています。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1 貸倒見積高を算定する方法	一般債権の貸倒見積高の算定については、前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において算定した貸倒見積率を使用しています。
2 棚卸資産の評価方法	当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算定については、当社及び連結子会社の一部においては実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的に算定する方法によっています。
3 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産の減価償却費については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しています。
4 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断については、前連結会計年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
税金費用の算定方法	当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積り実効税率を乗じて算定しています。 なお、「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」は一括して記載しています。

【追加情報】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更)	当社及び国内連結子会社は、減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税の改正を契機として、機械装置の耐用年数について見直しを行い、第1四半期連結会計期間より改正後の法人税法に基づく耐用年数を適用しています。 これによる損益に与える影響額は軽微です。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 未成工事支出金等の内訳	1 未成工事支出金等の内訳
商品及び製品 584百万円	商品及び製品 666百万円
材料貯蔵品 1,073	材料貯蔵品 857
未成工事支出金 41,373	未成工事支出金 25,519
販売用不動産 139	販売用不動産 139
計 43,172	計 27,182
2 有形固定資産減価償却累計額	2 有形固定資産減価償却累計額
24,473百万円	24,564百万円
3 担保資産	3 担保資産
担保に供されている資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりです。	
受取手形・完成工事未収入金等 7,001百万円	受取手形・完成工事未収入金等 21,045百万円
4 偶発債務(保証債務)	4 偶発債務(保証債務等)
下記の会社等の銀行借入金等に対して保証を行っています。	下記の会社等の銀行借入金等に対して保証等を行っています。
吉井企画(株) 2,903百万円	吉井企画(株) 2,903百万円
(株)モリモト 1,934	三井プレコン(株) 638
三井プレコン(株) 638	(株)モリモト 540
その他(4社) 564	(株)アーネストワン 329
計 6,040	その他(4社) 707
	計 5,119
5 受取手形裏書譲渡高	5 受取手形割引高
売上債権譲渡高 710百万円	受取手形裏書譲渡高 2,170
売上債権譲渡高 2,304	売上債権譲渡高 4,462

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1	販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりです。
	従業員給料手当 4,192百万円
	退職給付費用 666
2	前期損益修正益の内訳は次のとおりです。
	貸倒引当金戻入額 120百万円
	その他 12
	計 133
3	当社グループの売上高は、主たる事業である建設事業において、下半期、特に第4四半期連結会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動があります。
4	「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」は一括して記載しています。

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1	販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりです。
	従業員給料手当 1,862百万円
	退職給付費用 327
2	前期損益修正益の内訳は次のとおりです。
	貸倒引当金戻入額 21百万円
	その他 12
	計 33
3	当社グループの売上高は、主たる事業である建設事業において、下半期、特に第4四半期連結会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動があります。
4	「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」は一括して記載しています。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日)	
現金預金勘定	18,425百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	1,728
現金及び現金同等物	16,697

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末(株)
普通株式	271,731,180
第一回優先株式	700,000
第二回A種優先株式	4,500,000
第三回C種優先株式	5,868,700
第三回D種優先株式	6,000,000
合計	288,799,880

2 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末(株)
普通株式	394,096
合計	394,096

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益及び営業損失の合計額に占める「建設事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しました。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しました。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	11,517	577	12,095
連結売上高(百万円)			99,393
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	11.6	0.6	12.2

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	18,098	658	18,756
連結売上高(百万円)			176,798
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	10.2	0.4	10.6

(注) 1 国又は地域の区分は地理的近接度によっています。

2 各区分に属する主な国又は地域 (1)アジア・・・シンガポール・インド・ベトナム・タイ・フィリピン

(2)その他の地域・・・グアム

3 海外売上高は当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高です。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	60.33円	41.87円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	17,929	23,270
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	34,299	34,611
(うち優先株式の払込金額) (百万円)	(32,271)	(32,356)
(うち少数株主持分) (百万円)	(2,027)	(2,254)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資産額 (百万円)	16,369	11,340
1株当たり純資産額の算定に用いられた 四半期連結会計期間末(連結会計年度 末)の普通株式の数 (千株)	271,337	270,865

2. 1株当たり四半期純損失

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失	17.84円	4.95円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期純損失 (百万円)	4,839	1,342
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る四半期純損失 (百万円)	4,839	1,342
普通株式の期中平均株式数 (千株)	271,244	271,344
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

記載すべき事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

三井住友建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本和夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水芳彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三井住友建設株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友建設株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。